

令和3年第3回広尾町議会定例会 第2号

令和3年9月8日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 行政報告
- 3 一般質問

○出席議員（13名）

1 番 松 田 健 司	2 番 浜 野 隆
3 番 萬亀山 ちず子	4 番 前 崎 茂
5 番 北 藤 利 通	6 番 志 村 國 昭
7 番 星 加 廣 保	8 番 山 谷 照 夫
9 番 渡 辺 富久馬	10 番 小 田 雅 二
11 番 旗 手 恵 子	12 番 浜 頭 勝
13 番 堀 田 成 郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
総 務 課 主 幹	齊 藤 美 津 雄
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美

住 民 課 長 補 佐	山	崎	義	和
兼 住 民 課 長 補 佐	三	浦	直	子
住 民 課 主 幹	西	脇	秀	司
保 健 福 祉 課 長	宝	泉		大
保 健 福 祉 課 長 補 佐	今	村	正	樹
兼老人福祉センター所長	宝	泉		大
地域包括支援センター長	村	上	洋	子
兼健康管理センター長	宝	泉		大
健康管理センター次長	三	浦	直	子
健康管理センター次長	雄	谷	幸	裕
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
子育て世代包括支援センター長	佐	藤	清	美
認定こども園ひろお保育園長	成	田	ま ゆ み	
認定こども園ひろお保育園副園長	西	脇	優	子
兼 豊 似 保 育 所 長	成	田	ま ゆ み	
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
農 林 課 長	平		浩	則
兼 町 営 牧 場 長	平		浩	則
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
建設水道課長	前	田	憲	一
建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課主幹	北	藤	盛	通
建設水道課主幹	小	川	浩	司
兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港 湾 課 長	森	谷		亨
港 湾 課 長 補 佐	安	岡	伸	弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	畑	裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	沖	田	一	美
兼 図 書 館 長	沖	田	一	美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖	田	一	美

〈選挙管理委員会〉

委員長	辻	田	廣	行
併書記	山	岸	直	宏

〈監査委員〉

代表監査委員	大	林		忠
併書記	白	石	晃	基

〈公平委員会〉

委員長	木	下	利	夫
併書記	山	岸	直	宏

〈農業委員会〉

会	今	村	弘	美
事務局	寺	井		真

○出席事務局職員

事務局	白	石	晃	基
事務局次長	保	坂	一	也
総務係主事補	齊	藤	香	月

◎開議の宣告

- 1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、浜野隆議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 行政報告を申し上げます。

令和3年度の敬老会の開催中止についてであります。

7月27日開催の臨時会におきまして、今年度の敬老会につきましては、対象者を75歳以上の全ての高齢者から喜寿、米寿、長寿の方に限定し、規模の縮小を図り、お弁当やお酒などの飲食の提供を伴わないものにすることで、新型コロナウイルス感染対策を行い、9月15日に開催することで行政報告をさせていただきました。

開催に向け、対象者への案内や周知、取りまとめなど準備を進めてまいりましたが、取りまとめた結果、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されたことにより出席される方が非常に少なく、開催が見込めないことから、中止することといたしました。

以上、行政報告とさせていただきます。

- 1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

- 1、議長（堀田） 日程第3、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、6番、志村國昭議員、登壇の上、発言を許します。

- 1、6番（志村） 私は、町長と教育長に質問します。

初めに、大丸山展望台を含めた観光振興について町長に伺います。

大丸山森林公園をまちづくりの核とするサンタランドのシンボルゾーンと位置づけ、施設整備さ

れていますが、展望台に至る道路は、頂上付近でのり面の一部が崩落し、ここ数年通行止めとなり、一体的な付加を高めるゾーンとしてはマイナスの要素となっています。

今年度から2か年で約1億5,000万円の大きな予算を投じ改修される予定のようですが、工事が完了した時点で麓の施設への集客に結びつかなければ、投資の意味がありません。

展望台への通行を可能とし、大丸山全体を観光資源として位置づけるため準備を進める必要があると思います、次の2点について町長の考えをお聞かせください。

1点目ですけれども、日高山脈襟裳国定公園は国立公園化への機運が高まっていますが、これまで長い間、日高管内3町と連携し、四町広域宣伝協議会が取り組んできた活動にとっては期待が大きいと思います。

十勝管内においては、帯広市をはじめ近隣町村がその効果を見据え、既に活動が始まっていると聞いていますが、本町はどのように捉え、サンタランドとの関連戦略にどう取り組んでいくのか、お聞かせください。

2点目ですが、大丸山の頂上からは太平洋・十勝平野、また、日高山脈など四季折々の眺望がすばらしく、南十勝では唯一の展望台です。麓のサンタの家、庭園などと一体化することで周年の集客に期待できると考えます。

頂上に至る沿線の道路補修、草木の繁茂対策などの環境整備を行い、安全確保の上、展望台を含めた観光振興に取り組むべきと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

次に、「学校指定かばん」の採用で児童生徒の通学負担、保護者の経済的負担軽減を検討することについて教育長に質問します。

以前、「重い通学かばんの対策を」と新聞報道がありました。小中学生の「通学かばん」が健康に影響を与える重さに達していることに、文科省が全国教育委員会に工夫を求める方針を示したとの記事でした。

これを受けまして、道内人口上位10市のうち、札幌市などの6市の教育委員会が小中学校に「負担軽減に配慮するよう要請した」と報じられました。市教委からは教材を学校に置いて帰る、いわゆる「置き勉」などの対策を例示。学校側から家庭学習への影響など慎重論があったものの、児童生徒、保護者からの強い要望で対策に踏み切った学校もあったようです。

この「重すぎるかばん」については、テレビ報道でも取り上げられ、特に小学生への身体的負担が大きく、その原因は「ランドセル自体の重さに加え、4キロにもなる教科書、教材を背負わせることが児童への負担と発育に影響がある」と専門家の意見を交えた報道でした。高価なランドセルを6年間使用する児童はほとんどなく、また、家庭の事情で数万円もするランドセルを買ってもらえない子どもはどう感じているのか、考えさせられる報道でした。

この通学負担軽減、保護者の経済的負担軽減に早くから取り組んでいる学校があります。道内では、小樽市が昭和45年頃から、旭川の大有小学校では40年以上前から軽量の「学校指定かばん」を採用しています。全国的に見ると、京都府南部や滋賀県、大阪府、奈良県の一部の公立小学校120校以上の小学生が、ランドセルではなく軽い「学校指定かばん」を背負って通学しているそうです。自体の重さが1.3キロ、価格が数万円のランドセルに比べ、防水性生地を使った「かばん」は「僅か

660グラムと軽く、雨、雪などに耐え、また、収納などの機能性も高く、通学軽減につながっている」ということや、6,000円程度の価格は保護者の経済的負担の軽減にもつながると高く評価されているそうです。みんなが同じ「かばん」で通学することで格差の解消につながることも大事な要素ではないかと思い、広尾町においても「学校指定かばん」の採用を検討することについて、教育長の考えを伺います。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 志村議員の質問にお答えいたします。

まず、「大丸山展望台」を含めた観光振興についてであります。

本年4月から始まりました第6次広尾町まちづくり推進総合計画の中で重点プロジェクトとして位置づけ、ここにしかないサンタランドの魅力にあふれる町を目指すため、サンタランドの魅力向上プロジェクトを進めるべく、プロジェクトチームを組織する準備をしております。

今後において、民間主導で再度サンタランドを町民から盛り上げる機運を高めていく構想段階で、大丸山全体を含めた観光資源としての位置づけを議論していけばと考えているところであります。

また、広尾町活き生きプロジェクトの実施体制を生かしながら、事業推進ワーキングチームでは、各産業団体の実務担当レベルで作業の横断的な議論を随時行いながら、交流・関係人口の増加を図るための取組を中心に事業を進めていきます。

大丸山森林公園は、サンタランドの「愛と平和、感謝と奉仕」の基本理念に広尾らしいまちづくりを展開していくため、サンタランドのシンボルゾーンとして位置づけ、各種の施設を整備し、利用者の安全・安心を第一優先に魅力向上を図ってきました。今年度からは観光案内所サンタの家に指定管理者制度を導入させ、民間の力を活用し、施設の有効利用を図るため、人が集まる場所として滞在時間の向上や情報発信基地としての役割を担わせるなど利用者ニーズを反映した取組を進めております。

日高山脈襟裳国定公園の国立化と関連に関しましては、他町村と連携を図りながら魅力あふれる情報の発信を重点的に行っていきます。そのためにも、広尾町単独で取り組むのではなく、日高3町及び十勝5市町村と連携を強化しながら地域一体となって住民意識の醸成を図ってまいります。

また、広尾町の特色であるサンタランドと黄金道路を観光資源として、それぞれで振興を図るのではなく、周遊コースとして動線を生かす施策を他町村と情報連携や課題共有しながら進めていきます。

令和2年度からは、十勝5市町村にて国立公園化指定に向け、啓発活動を通じ地域の機運醸成を図ることを目的に、日高山脈国立公園化推進事業実行委員会を組織し、写真コンテスト、巡回作品展、オリジナル切手作成、撮影場所マップやPRパンフレット作成などの事業を進めてまいりました。現在は、インスタグラムを活用しフォトラリーを開催しており、新たな国立公園誕生を応援していただけるよう活動しているところであります。

大丸山を観光資源とした一体的なゾーンとしての位置づけであります。森林公園においては、本年度、サンタの家の改修、公園内散策路の補修、藤棚などの草木の繁茂対策、つり橋の撤去を実施するなど景観整備を行い、さらなる魅力向上を進めております。

展望台へつながる大丸山線林道については、経年劣化によりり面の一部が風化し、落石及び崩落のおそれがあるため通行止めをしている状況にありますが、森林火災対応、テレビ受信施設等の維持整備などの本来の林道としての機能維持を図りつつ、展望台への観光を目的とした利用者の安全を十分に確保しながら展望台を生かした取組を進めてまいります。構想段階ではありますが、展望台から夜間の観月ツアーや蛍の観賞会などミニツアーを計画、検討しております。また、各種構想が実現できるよう、関係団体と協議を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 続いて答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 志村議員の質問にお答えをいたします。

小中学生の通学かばんについて、重さ対策、経済的軽減のため「学校指定かばん」の採用を検討する考えはないかとのご質問を頂きました。

平成30年に文部科学省より「児童生徒の携行品に係る配慮について」と文書が発出されております。広尾町の各学校におきましても、令和元年度から教材を学校に置いて帰る、いわゆる置き勉を実施し、児童生徒の負荷が軽減されるよう取組を進めているところであります。小学生のほぼ全員が、現在もランドセルを背負って通学をしております。

ランドセル自体の重さは、1.1キロから1.3キロぐらいあり、議員からお話のありました他地域の学校指定かばんに比べると、倍近くの重さでございます。安価な指定かばんの導入により、保護者の経済負担軽減にもつながるのではないかと考えております。

今後も教育委員会といたしましては、実態について再度検証した上で各学校などと協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、6番（志村） 初めに、町長のほうから2点について詳細な答弁を頂きました。

以前に同僚議員からサンタの街並み、例えばオスロ通りの整備についての質問などがあったわけですが、どうもスピード感に欠ける対応ではなかったかなと感じています。最近、やっと植栽ですがきれいに整備され、時計も正確に時を刻んでいるようです。これまでシーサイドパーク広尾をはじめとする様々な施設、それらについては、どうも造りっ放しで営繕がついていかない、見栄えが悪くなってからやっと手をかけるか、修繕が不可能なくらい朽ち果ててから解体撤去せざ

るを得ない、そんなことが多いと感じています。言うまでもありませんけれども、悪評が立てば広尾町を訪れる交流人口にも影響が出てきますので、しっかりチェックしていただくことを前段申し上げまして再質問に入りたいと思います。

まず、1点目の国立公園化とサンタランドの関連戦略について、次の2つにお答えください。

初めに、答弁の中でサンタランドの魅力向上プロジェクトを組織したい、また、生き生きプロジェクトの体制を生かしたいとのことですから、幅広い議論に期待したいと思いますし、観光は関連する産業の裾野が広いと言われていきますから、取組は早いほうがいいのではないかと思います、今後のスケジュールでお答えいただくことがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

次に、これまで長い間、日高3町と連携して、広域宣伝ですとか、連携統一事業に取り組んできました。国立公園になると、いいことばかりでなく、国定公園のときより様々な点で規制が厳しくなると思いますが、今度は国の公園になるわけですからメリットのほうも大きいのではないかと期待しています。答弁にもありましたが、単独町村でというより他町村と連携しながら観光振興を図りたいとのことですから、広域連携という意味ではベターだと思います。

ただ、日本で唯一のサンタランドですから、そういった周遊コースにとどまらず、単独事業の継続ですとか、あるいは新規事業の立ち上げも必要と思います。ちょっとここで思いつきで申し訳ないのですが、例えば「サンタの山から国立公園を見よう」みたいなキャッチフレーズも必要かもしれません。

四町広域宣伝協議会の中でほかの町の単独事業をちょっと紹介しますけれども、隣のえりも町では、昆布船クルーズを行っていると聞きました。えりも町は、以前より身近にあるものを上手に活用しています。風の館に行けばインストラクターが岩礁地帯に生息するゼニガタアザラシに望遠鏡の焦点を合わせてくれたり、春には牧場に落ちている鹿の角拾いツアーを実施したり、実にユニークな取組で集客を図っています。感じるどころ、見習うところが多いなというふうに思っております。

広尾町もプロジェクトの中で幅広い議論がなされると思いますが、あまり硬い議論に固執するのではなくて、ちょっとしたアイデアで人を呼べるということもありますから、その辺は頭に置いておかなければならないかなと思います。

答弁の中で、民間主導ということですから、発想の転換に期待したいと思いますが、何らかの形で行政も関わっていく必要もあるのではないかと思いますけれども、その関わり方について何か考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） まず、1点目のサンタランド魅力向上のプロジェクト、今後のスケジュールについて言われたところであります。

その前段で、広尾町全体の維持管理の必要性についてご指摘を受けたところであります。しっかりと受け止めて、施設の維持管理については、しっかりと進めさせていただきたいというふうに思

っております。

魅力向上プロジェクトのスケジュールにつきましては、冒頭答弁させていただきましたけれども、第6次のまちづくりの中の重点プロジェクト、8つのプロジェクトがあります。その中の一つとしてサンタランドの魅力向上プロジェクトがあるわけであります。観光資源としては最大の資源でありますから、このプロジェクトをしっかり立ち上げて、この第6次のまちづくりを推進していく重要なプロジェクトの一つであります。構成メンバーが、これから立ち上げるわけでありますけれども、例えばやっぱり各産業団体、それから商工、観光、あらゆる多岐にわたってそれぞれプロジェクトを立ち上げていきたいなというふうに思っているところであります。そして、議員もおっしゃった民間の視点で幅広い議論をしていくことが大切かなというふうに思っております。スケジュールにつきましては、今年度中と考えておりますが、そんなことを言っていないで早く、プロジェクトでありますから、立ち上げないと始動しないわけでありますから、できるだけ早くプロジェクトを立ち上げて、それぞれ各団体と連携しながら進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

また、国立公園化の関係についてご質問を頂いたところでありまして、国定公園から国立公園へ移ることによってのいろんな規制、我々も最初心配したのですが、国定公園と国立公園の違いは、関係省庁が違うだけで、規制の網は一切変わらないのだそうであります。そういった意味では、規制の網の関係については安心をしているところであります。

何といたっても日高山脈襟裳国定公園、これが国立公園化に向けて環境省のお墨つきを頂いたのは、やっぱり生物の多様性の保全、これを重点的に見た結果、今の日高山脈襟裳国定公園が国立公園化になるという、そんなことだというふうに言われているところであります。そういったことも生かしながら政策を進めるところでありますけれども、具体的に、では広尾では何があるのだということでもありますけれども、今、例に出されましたえりもですとか、いろんなことがなされているわけでありまして、広尾も、やはり広尾から見る日高山脈の稜線も、すばらしい稜線があるわけでありまして、そういったことも訴えながら、やっぱりこのサンタと国立公園を結びつけた活動もしていくべきだというふうに思っているところであります。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、6番（志村） 本題の2点目の展望台を含めた観光振興について伺います。

展望台からの眺望なのですけれども、私は非常にすばらしいなというふうに感じています。10数年前に遡りますけれども、フジサンケイグループの方を頂上までご案内したことがありました。頂上から秋の日高山脈や太平洋、南十勝平野、この眺めに感動していただいたことを鮮明に覚えてます。

ただ、その頃からトイレは使用禁止で、現在に至っています。木製のデッキは傷みがあつて危険な状態でしたが、これは数年前に更新されたようです。

これまで一般車両の進入が可能かどうかということについては、森林公園の管理人の方が毎朝、道路状況を確認してゲートの開閉を行っていましたし、林道を所管する農林課も道路状況の安全点検を行ってきました。現在は、質問で申し上げたとおり通行止めが続いています。

2か年で多額の予算を投じるわけですから、答弁にもありましたように、観光資源として一体的に取り組むのは当然ではないかなというふうに思います。南十勝ではこれほどの展望台はほかにありませんから、ほかの町村とは違った観光資源になると思いますし、麓のサンタの家周辺への相乗効果が期待できるというふうに思います。町長はその辺をどのように考えていらっしゃるか、お聞かせください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 大丸山全体の観光資源、サンタランドも当然ありますけれども、今ご指摘を頂いた大丸山展望台、これは私も何回かというよりも結構行っているわけでありましてけれども、第1展望台、第2展望台がありますけれども、本当に景観がすばらしいところであります。

今、平成28年の台風でしょうか、その後の大風も含めて倒木などがあって林道が通行できないということもあって、また、今回ののり面崩壊もあって通行止めになっているわけでありまして、これを整備することによって、今、議員がおっしゃった観光資源として本当に有効な資源でありますから、しっかり整備をして通行できるように観光資源としてやっていきたいなというふうに思っております。先ほど答弁の中でも言いましたけれども、夜景を見るツアー、観覧ツアーなどもしっかりとできるのではないかなというふうに思っております。

ただ、林道として1車線しかないところ、やっぱり安全対策もしっかりしながらやる必要があるのだというふうに思っているところであります。やはりサンタと、それからこの大丸山を一体的に整備を進めること、観光振興を進めることが大事だというふうに思っております。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、6番（志村） 最後に少し申し上げまして、再度町長の考えを聞かせてください。

実は、私は5年ほど前まで、現在、修復工事が行われている西側道路に通じる大丸山の南の尾根から頂上へ何度も登りました。もちろん道路はないのですけれどもね。そこで発見したのが、途中の町有林に高さが15、6メートル、直径4、50センチに成長した杉の林があるのですよ。相当前に我々の先輩が試験的に植樹されたようですが、非常に貴重ではないかなというふうに思います。例えば、この杉の林に残っている古い作業道に手を加えれば、四町広域宣伝協議会が早くから取り組んできたフットパスのコースにもなるのではないかなというふうに思いました。プロジェクトの活動の中で様々な情報を収集して、隠れた観光資源を発掘していただけることに期待したいと思います。

それから、この展望台に通じる道路の関係ですけれども、随分前になりますが、大丸山の展望台

をPRできないかということで、商工会員の方が現地視察をしたことがありました。その際、木の繁茂でマイクロバスの屋根が木の枝と接触したり、せっかくの景色を木の枝が視界を遮ったり、展望台として活用するためには、これらの支障となる原因を取り除かなくては駄目だというような提言があったようです。しかし、町有林を管理する部署からの意見がネックになりまして、構想が断ち切れたそうです。あのかとき課題を共有して前に進んでいけば、現在の状況は大きく変わっていたかもしれない、そんな気がします。

今後、展望台を含めた本町の観光振興を進めようとする中で様々な課題が出てくるのではないかなというふうに思います。町有林や林道を管理する課あるいは道路の維持管理を担当する課、また、観光振興を担う課や財源措置をする課など複数の課が関わってきますから、それぞれの課題に直面すると思います。申し上げた事例の反省に立って、縦割りの議論をしていたのでは前に進まないわけですから、横の連携をしっかりと取っていただいて、広尾町のための観光振興を図るのだという強い意気込みで課題を乗り越えていただく必要があると思います。

答弁の最後に、町長の答弁ですね、町長がその先頭に立ってやるということを示されました。遺憾のないよう十分議論していただくことに期待して、再度その決意をお聞かせいただければと思いますが、いかがですか、町長。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 観光振興の在り方、また、行政の役場内部での仕事の進め方など質問を頂いたところであります。

まずは、特に最近、最近というか事業を進めるに当たって、やはり財源が大きな問題になるわけでありまして。これまでも行政改革など住民の協力を頂きながら財源確保に努めてきたところであります。そして、これからの第6次のまちづくり計画を推進するための行政改革の交付金の部分についても議員の皆様方と協議をさせていただいたところであります。加えて、財源確保の面で言えば、特に大丸山中心に森林譲与税が新たに創設されたことに伴い、財源の確保も一定程度のめどが立ったところでありまして、そういったことを活用しながら、今、整備に手をかけたところであります。

事業を進めるに当たって役場内の横の連携が重要だというふうにご指摘を頂きました。まさしく担当課、担当課では行政は進まないわけでありまして、特に横の連携が必要な事業についてはそのとおりであります。この大丸山をどうするかというところは、観光ですとか、それから商工ですとか、それから農林課、林業、それから建設課含めて現場をみんなで歩いて展望台まで行って、全体的にどうするかということも進めております。そういったことも、これからしっかりと連携を図りながら観光振興を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、6番（志村） それでは、次に、学校指定かばんの採用の検討について教育長に伺います。

実態について再度検証した上で学校と協議を行い検討したいとの答弁でした。

私、質問で長々申し上げましたが、ランドセルは本当に高価ですね。それから重い。6年間使用する児童は、ほとんどいない。また、小学校入学のときはどうしてもランドセルでなければいけないのかなということで、随分考えさせられることが多いです。

ランドセルの有名メーカーのセイバンという会社がございますが、そのセイバンが小学生と親、2,000人を対象に調査した結果によりますと、1週間のうちランドセルが最も重い日の重量は平均で6キロだそうです。これを背負うことで首や背中に痛みを覚えた子どももいたようです。文科省は、このような状況から、子どもの健康管理、発育への影響軽減を図る上から、宿題や予習、復習で使わない教科書や教材は学校に置いて帰る置き勉などの工夫を例示したということです。

ランドセルなのですが、例えば色ですとか、デザインによっては入学の1年も前に予約しなければならぬものもあるようです。恐らくそうなるとう価格は5万円くらいするのではないかなというふうに思います。極端な例ですけれども、中には10万円以上もするものもあるというふうに聞きました。ランクによって収納に差があるようで、そうなってくると安いものでは収納できない教材も出てくるのではないかなというふうに思います。

北海道での事例ですとか関西方面での取組も紹介しましたが、通学負担を少しでも軽減して、かつ保護者の経済的負担も減らす、また、格差の解消を考えると、学校指定かばんは様々な意味で理にかなっていると思いますが、教育長、この点についてはどう考えますか。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 学校でランドセルを指定しているわけではなくて、社会通念的に1年生に上がるときに、保護者あるいは祖父母がランドセルをプレゼントするというか、そういうような、今、状況になっております。

そこで、広尾小学校なのですけれども、令和元年に登校時、複数のはかりを玄関に用意して、学年ごとに10名程度抽出しまして、ランドセルの重さ、これは教科書が入った状態の重さを計測させていただきました。結果に基づいて各学年ごとに置き勉対応というものも取らせていただきました。

ランドセル自体は、志村議員がおっしゃっています指定かばんの倍ぐらいの重さがあります。空にする状態であれば、そんなに重さは感じないのかなというふうに思いますけれども、今、教科書がB判からA判に変わっているのですね。そういうこともあって、かなり重たいというようなこともあって置き勉を実施しているというようなことでございまして、今後、今年からタブレットの配付もしておりますし、教科書に加えてそういうタブレットも持ち帰る、そういう機会が多くなるわけでありますから、その対応も考えながら今後どうすべきか、対応していきたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、6番（志村） 私の極端な発想ですけれども、この学校指定かばんであれば、新入学児童に行政がプレゼントすることもできるのではないかなというふうに思いました。

学校、保護者などとの協議も必要になってきますし、先ほど申し上げたとおり、物によっては1年も前から予約しなければならないということを考え合わせると、たとえ実施するにしても、十分な準備期間も必要になると思います。そのようなことから、これらについては早い機会に協議を開始していただくことを望みますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 今、私にとっては面白いご提案を頂いたなというふうに思っています。今、入学する児童、年間1クラス40名弱程度になっています。ご提案いただいたというか、質問のあった学校指定かばんについては6,000円程度というふうにお聞きをしておりますので、40名としても24万円ですか。そんなことからいきますと、今後、入学時にプレゼントをするというようなことも考えたいなというふうには思います。教育の基本理念として「広尾の子どもは広尾で育てる」、その一環としてそういうことも検討すべきだというふうに考えております。

以上です。

1、議長（堀田） 次に、11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番（旗手） 初めに、新型コロナウイルス感染拡大防止対策と支援策について、町長に質問します。

7月1日臨時議会行政報告で、6月30日現在の新型コロナウイルスワクチン接種状況について、65歳以上の対象者2,687人のうち、接種1回目は2,217人、82.5%、接種2回目は1,033人、38.4%と報告がありました。

今後のスケジュールとして、65歳以上、基礎疾患を有する方、60歳以上、40歳以上、12歳以上と接種予定が示され、9月中旬に接種完了との報告がありました。最新の接種状況はどのようになっていますかと通告しましたが、行政報告で数字をお示しいただきました。1回目の接種率は84.7%、2回目の接種率は81.1%とのことですが、「9月中接種完了」の見通しはどのようになっていますか。お答えください。

今、全国各地で新型コロナの新規感染者数が急増し、命の危機が進行しています。呼吸困難でも自宅療養を強いられ、医療を受けられないまま亡くなる事例が増えています。コロナにまで自己責任を押しつける政府のやり方を転換させるべきではないでしょうか。

政府は、大きな批判に直面して、中等症は原則入院との説明を行いましたが、原則自宅療養という方針を撤回していません。私が一般質問の質問原稿をつくっている最中、菅首相が退陣表明をしました。コロナ対応における無為無策、オリンピック・パラリンピックの開催によって感染を広げ

た逆行、この無為無策と逆行によって感染爆発と医療崩壊を招いたことに対する批判が広がったことも大きな要因の一つだと思います。菅政権は、感染には波がある、感染の波はやむを得ないと言いつてをしていました。その結果、日本のワクチン接種率は世界128位と立ち後れたのではないのでしょうか。

コロナ対策の強化を言うなら、1つにはワクチンの接種、2つ目はPCR検査、3つ目には十分な補償の対策強化が必要だと思います。PCR検査は高齢者施設、医療機関、保育所、学校など頻回・定期的な検査が必要ではないのでしょうか。コロナは全ての中小企業、個人事業主を直撃しています。十分な補償は経済対策であるとともに、感染防止にも必要不可欠だと思います。医療機関への強力な財政支援を行うこと、町民の営業、雇用、暮らしを守る十分な補償を国に強く求めるべきと思いますが、町長の見解を求めます。

次に、介護保険の「補足給付」の変更による影響について、町長に質問します。

2021年度、国の制度改定に伴い、8月から補足給付、低所得者の食費や居住費の軽減制度が改悪されました。施設サービスを利用した場合の食費と居住費の部分の補助、補足、これが縮小されます。すなわち、自己負担が値上がりするということです。介護保険制度ができたときは全て介護保険で給付されていたのですが、2005年の改定で自己負担に変更されました。このときに負担額の激変に対応するために、住民税非課税世帯の負担軽減策としてこの補助制度が導入されました。

今回の改定では特養、老健とも対象になりますが、特にショートステイでの食事代の負担の増加が大きな影響を受けると言われています。非課税世帯の中でも収入が120万円を超える世帯の補助カット幅がひどいことになっています。また、収入が80万円を超え120万円までの方もショートステイでの食費引上げが目立っており、在宅生活を支える介護制度のはずなのに、費用負担が大きくて使えないという本末転倒の状況になってきているのではないのでしょうか。

本町での利用者で、今回の補足給付の変更で「今後の施設入所のための費用が準備できなくなる」とか「体調を崩したときの医療費が心配だ」などの声はないのでしょうか。国の議論の方向性は、預貯金だけでなく、不動産等の資産も要件に入れようという議論もされているといいます。即時換金性の薄い資産を要件に入れてしまうと、収入の少ない世帯でも代々住み続けている家、土地があると、介護施設の利用料金が跳ね上がり、処分しなければいけなくなります。介護保険制度の中でも社会の格差拡大が助長されるおそれがあるのではないのでしょうか。補足給付が変わったことで本町の介護保険利用者にどのような影響が出るのでしょうか。お答えください。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

最初に、新型コロナワクチンの接種状況についてであります。

行政報告につきましては、8月31日時点で報告をさせていただきました。手元に9月3日現在の新しい数字がありますので、お答えをさせていただきます。

接種対象者6,023人に対しまして1回目の接種を終えた方は5,112人でありまして、接種率は84.9%であります。2回目の接種を終えた方は5,021人で、接種率は83.4%となっております。

年代別についてであります。65歳以上の高齢者の方ですが、1回目が90.8%、2回目は90%。次に、40代から60代の方であります。1回目が88.8%、2回目は87.3%。次、20代から30代の方であります。1回目が71%、2回目は69%であります。それから、12歳以上の10代の方であります。1回目が60.7%、2回目は55.9%となっているところであります。これが9月3日現在の数字であります。

65歳以上の高齢者の方々の接種につきましては、予定したとおり7月をもって一区切りがつきまして、順次接種を進める中で9月中の接種完了を目指してきたところでありますが、道内、そして十勝管内で感染が広がったことが影響し、接種を希望される方、特に若年層の方々が当初の予想より増えたため10月中旬をめどに、そしてまた、年度内に12歳になる方や特別な事情がある方は除きまして、希望される全ての町民の皆さんの接種を10月中旬をめどに完了する見通しとなっているところであります。

続きまして、コロナ禍における商工業者への支援についてであります。

これまでもプレミアム券の発行の支援、それから中小企業の事業所への支援の給付金などを取り進めてきたところであります。また、今後の支援につきましても、商工会と十分協議を重ね、検討していきたいと思っているところであります。

それから、福祉医療施設への支援につきましては、介護施設や診療所はクラスターの発生を防止するなど特に感染対策を徹底しなければならないことから、施設内の消毒などに要する費用の一部を助成する町独自の制度を設けたところであります。また、町内の介護施設、障がい者施設、診療所、歯科医院に対しましても1件につき30万円を限度に支援金を交付したものでありまして、昨年10月と本年4月の2回にわたって交付をしているところであります。

このように、非常に対策には財源を必要とするわけでありまして、国の要望につきましては、十勝圏活性化推進期成会、これの重点項目の一つとして国に対して要望をしているところであります。

次に、2点目の介護保険の補足給付の変更による影響についてであります。

介護保険法施行規則の改正によりまして、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所されている方やショートステイを利用される方が負担する食費の負担限度額が見直され、これを受けまして本町におきましても本年の8月から負担限度額を引き上げたところであります。

負担限度額の見直しの内容につきましては、介護保険施設の入所に係るものについては、年金収入等が120万円を超え、預貯金等の額が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方の日額食費の負担限度額が650円から1,360円となります。

ショートステイの利用に係るものにつきましては、年金収入等が80万円以下で預貯金等の額が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下の方については、390円から600円に変更になるわけであり
ます。

また、年金収入等が80万円を超え120万円以下で預貯金等の額が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方については、650円から1,000円に変更になるところであります。

また、年金収入等が120万円を超え、預貯金等の額が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方については、650円から1,300円にそれぞれ引き上げたところであります。

このたびの制度改正は、住宅で暮らす方との食費負担の公平性、また、負担能力に応じた食費の負担を考慮したものとなっております、特にショートステイを利用される方の負担が大きくなりますが、負担限度額を超える分につきましては、これまでどおり特定入所者介護サービス費などによる補足給付により負担軽減を図ってまいります。

次に、2点目ですが、補足給付の支給要件につきましては、従来から町民税非課税世帯がその対象となりますが、平成27年8月からサービスを受けられる本人とその配偶者が所有する預貯金等の資産の合計額が、支給要件に加えられております。預貯金、有価証券、投資信託、現金などがそれぞれに該当し、社会保障審議会の介護保険部会の審議の過程で預貯金等の範囲に不動産を追加する検討がなされたようでありますけれども、このたびの制度改正で預貯金等の内容に変更はなく、不動産は含まれていないところであります。なお、今後の国の動向を注視してまいり所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 新型コロナの関係ですけれども、本当にこれ、もう困ったもので、みんなそれぞれ、ここで見ても分かるようにマスクをしたり、手洗いをしたりということで、個々にできることはみんな気をつけていると思うのです。ただ、そういう中でも非常に増えていると。

十勝管内の現在の患者の状況というか、私もデータを調べてみて本当にもう驚くのですけれども、7月31日から8月24日までの患者の動向を調べてみたのですけれども、10万人当たりの療養者数が7月31日は13.4人だったのが、8月24日になると70.7人というふうに数字が高くなっています。それで、入院率も7月31日には、感染した人は82.2%が入院できていたのですけれども、8月24日になると22.4%というふうに、要するに感染しても入院できない、そういう状況に置かれているということなのです。

ですから、家庭の中でも幾ら気をつけると言っても、小さな子どもがいたりとかすると、その患者だけを隔離しておくということも非常に難しく、家庭内感染が広がるとか、そういう状況はどうしても生まれているから、日本国中がこういう数字になっているのだと思うのです。それぞれの家庭でできることは気をつけているつもりでも、こうやって感染が強まるということは、やっぱりそれを上回る対策を取らないとならないのではないかなと思うのです。

ですから、そういう意味ではやっぱり検査を徹底するということが本当に求められていると思うのですが、今、数字を聞きましたら、1回接種をした方、2回接種をした方ということで、それぞれやっぱりみんな関心を持っているから、ワクチンの接種はしないとならないというふうに思っていると思うのですが、あと、こういう中で本当に個々の人たちができる対策というのは何をすればいいのか、やっぱりみんないらいらしてきていると思うのですよ、精神的に。ですから、ちょっとこういう言い方をしても町長としても答えづらいかとは思っているのですけれども、特別、町として町民にぜひこういうことはしてほしいという、そういう要請ということはありますか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 思いは全く旗手議員と同じでありまして、十勝の数字を見ると一見少なそうに見えるのですけれども、10万人当たりという人口比でいけば、今、旗手議員が言ったように非常に緊急事態宣言に匹敵する数字になっているところでありまして、より一層、対策というか、気を引き締めなければならないというふうに思っております。

また、デルタ株のやっぱり影響で非常に感染が拡大しておりまして、そういった意味では、最初、若い人はなかなか打つ方向になかったのですが、そんな状況を受けて若い人たちも希望される方は増えているという状況であります。

何ができるかというところは、やっぱり1つにはデルタ株の猛威があるというところの認識を住民の方がすべきだというふうに思っておりまして、感染対策の慣れが一番おっかなくて、やるべきことはしっかりやること、これが重要だというふうに思っております。やっぱり気が緩んで、ちょっと会食に行ってみたり、そこで発生したり、そういうところが見受けられますので、しっかりと感染対策、手洗いだとか、3密にならないとか、4人の会食ならいいのか、5人なら駄目なのかということもありますけれども、そうすれば、それが全部駄目だとなればやっぱり経済が動かないわけでありますから、食事をするときにも本当にしっかり話をしないで食事をする、食事をした後はずぐマスクをするだとか、対策を徹底することがまずは大事だなというふうに思っているところでありまして、町民の皆様方にもお願いをしていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 業者の皆さんに対してのプレミアム付商品券ですとか、そういう対策も今回取られるということになりましたけれども、プレミアム付商品券というのは、消費者の方がその券を使う、これは事業者にとしく平等に使うということには、なかなかならないのではないかなと思うのです。ただ、被害を被る業者の方というのは一律に被害を受けると、そういうことなので、できることでということでプレミアム付商品券だとか、そういう取組もしていますけれども、業者の方たちに一律幾らの支援とか、そういうことというのは考えられたのでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 支援の中でいろんな支援をこれまでやってきましたが、今ご質問にあった中小企業の緊急支援事業、これもコロナ前と今の売上げの減少によって給付をさせていただきました。さらには、今おっしゃったようにプレミアム付商品券については、どちらかといえば町民全体の生活支援が重点ですけれども、それによってやっぱり消費をするわけでありますから、業者の方の支援にもつながっているのではないかなというふうに思っております。

また、今回新たに国のほうで各市町村に割り当てられた交付金がございます。1,000万円弱でありますけれども、今後、そのお金をどういうふうに使っていくのかということ、1,000万円弱でありますから、何ができるのかということでありまして、今までに申請していた事業と組み合わせながら何かできないかというところを、今、商工業者とも詰めているところでありまして、実際にやっぱり被害というか、大変な状況に置かれている方に直接支援をできる方法について、今、考えているところであります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 介護保険の補足給付の関係ですけれども、これも本当に利用している人にした大きなことだと思うのです。これまでも、例えばデイサービスを利用する人も1回幾らという利用料がかかりますよね。その支払いが大変だからということで、行く回数を制限したりとか、そういう話は直接町民の方にお会いすると聞かされるのです。そこに今回、この補足給付の問題が出てきて、食事代が高くなると。そうすると、ますます利用がしづらくなるというか、町民の中にはそういう思いが出てくるのではないかなというふうに思うのですけれども、そういう心配だとか、そういう声というのは届いていますか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今回の食費の改正につきまして、利用者並びにご家族の方々から直接、施設のほうにはその声はないところであります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） なかなか大変だということは、施設で、例えば利用している方は、みんなにお世話になっているのにそんなことを言っては悪いのではないかなという気持ちも働いていると思うのです。ですから、直接は言えないかもしれないけれども、これは全国的に負担が増えたわけですから、いろんな場面で大変だという声も上がってきているのが実態なのです。

ですから、本当に介護保険というのはそれぞれの負担もしているわけで、介護保険料も払い、そ

して利用するときには利用料を払いということで、それぞれ負担をしているわけですが、年金そのものはどんどん上がっていくという、そういう時代ではない中でこういう料金が上がるというのは、利用する人にとって大変なことだと思うのです。これは1人、町だけで解決できることではないけれども、やはり町長としても国に対してもこういうことはやめてほしいと。これで終わりではなく、まださらに負担を広げようとしておりますので、そういうことについても町村長会とか、そういうところで国に向けて要請をするという活動もぜひやっていただきたいと思います、その点についてはどうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今回、改正につきましては、議員おっしゃったとおり、施設入所者については年金の収入が比較的高い方が改正になっているところでありまして、ショートについては、全ての階層において高くなっているというところではございます。

ただ、食費の基準額が、例えば改正前までは3食で390円とか、1食あたりにすれば130円だとかいうところで、その金額とやっぱり実際に在宅でしている方の食費の差が大幅にあるというところの改正だというふうに聞かされているところであります。でも、実際改正されて値上げするわけでありまして、そのこととは別に値上げ感というのは入所者の方にあるのだというふうに思っているところであります。

ただ、議員も制度内容は十分お分かりで、基準額と今回上がった基準額の差は補足給付として支給されるわけでありまして、そういった対策も講じているところであります。

ただ、今後、例えば不動産を入れるとか、そんな声もあるわけでありまして、その辺については、しっかり注目しながら対応させていただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） 私は、2点について町長に質問をいたします。

まず、第1点目でありますけれども、広尾町国保病院に人工透析治療の早期整備をについて質問をいたします。

我が国の慢性腎不全にかかる人工透析患者は年々増加傾向にあり、日本透析医学会の統計調査によると、2018年は34万人に達し、毎年3万5,000人から4万人の新規人工透析患者が増加しているとしております。我が国の国民380人に1人の割合となっているとの結果も公表されているところであります。慢性腎不全に係る要因は生活習慣病に起因するものと言われ、糖尿病性腎症、慢性糸球体腎炎で67%と約7割を占めております。

本町の人工透析患者数も増加傾向にあり、ここ数年は25人前後で推移しております。現在、主に大樹町のクリニックに通院して透析治療をしているところでありますが、月曜日から金曜日まで隔日の治療と通院時間や待ち時間などの調整で、体力的にも精神的にも非常に疲れるとのことであり

ます。

以前からも本町での人工透析の治療の施設整備の早期設置について要望する声が寄せられているところではありますが、本年4月、改めて本町議会議長宛てに人工透析患者さんの連署による人工透析治療の施設整備についての要望書が提出されました。過般開催された総務常任委員会でも、当該要望を重く受け止め趣旨採択としたところであり、昨日の本会議においても、同様に趣旨採択としたところでもあります。

昨年の第4回定例会でも、人工透析の治療を受けられている患者さんが安心して広尾町で治療ができるよう計画を具現化すべきではないかとただしたところですが、これに対し町長は、透析治療を受けられる方が増加傾向にあり、大樹町までの日常的な通院における心身的、経済的な負担を考慮すると、広尾町国保病院における透析治療の可能性について検討する必要があるとの答弁でありました。加えて、治療用の専用スペースがないとのことではありますが、これらについても増築を視野に入れなければならないと答えられたところでもあります。

この間、広尾町国保病院に電子カルテやMR I、磁気共鳴画像診断装置の導入など整備をされてきたところですが、患者さんの日々の治療に係る心身的負担を少しでも軽減するためにも、さらに切なる要望に寄り添うためにも、広尾町で安心して人工透析の治療ができるよう計画の具現化を図るべきと思いますが、町長の答弁を求めます。

次、2点目であります。

町営合葬墓の建設についてであります。

近年の核家族化や少子化の進行並びに高齢者の単身世帯増加とともに、年金等の減額などによる貯蓄等に余裕のない高齢者世帯の増加傾向が見られます。また、社会環境の変化に伴い価値観の多様化など、全国的にもお墓に対する考え方や祭祀の在り方、時代の変遷とともに変化をしております。

お墓参りや先祖に対する崇拝は、長年にわたり受け継がれてきた文化、風習であり、何よりも故人が生きてきた尊厳が守られるものでなければなりません。

このような状況の下、本町においても「お墓の継承者がいない」「お墓のことで子どもに負担をかけたくない」「お墓を建設するには150万円から200万円かかるが、その費用が工面できない」などの声が寄せられております。加えて、近隣に身寄りがいないなど、将来のお墓の維持管理、さらには将来の無縁化に不安を抱くなど、公営墓地の建設を求める声をお聞きしております。

公営の合葬墓は、当然のことながら、運営自治体による供養並びに宗教的行為は一切行うことはできないことは共通の認識であります。

十勝管内では、帯広市が平成28年度から中島霊園に「合同納骨堂」を建立し、供用開始しております。使用料、管理料は、焼骨1体当たり7,200円と低額で利用されており、2,000体収容できる施設に現在までに1,100体が納骨されているとのことでもあります。池田町でも、今年度から1,200体の遺骨を収容できる「合同納骨塚」を建設し、供用開始をしております。使用料は、焼骨1体につき1万円と低額で利用できるとしております。既に40体の焼骨が収容されているとのことでもあります。音更町でも、音更霊園内に町営の「合同納骨塚」の整備に係る設計委託料を本9月定例会に提案、

来年度令和4年5月に着工し、同年秋から供用開始を予定しているとのことであります。

また、道内では、先進地である札幌市が1989年に平岸霊園に「合同納骨塚」を設置したのをはじめ、小樽市は2012年に中央墓地に「合同墓」、北見市、網走市は翌2013年にそれぞれ「合同納骨塚」「合葬墓」を整備し、利用されているところであります。現在の道内における設置状況について伺います。

今日、本町の高齢化率や高齢者単身世帯の増加している下で町営合葬墓の設置を求める声がある中、平成28年第3回定例会で町営合葬墓の設置についていただいたところ、町長は、今後、墓地に対する多様なニーズを見極め判断していきたいとの答弁があったところであります。加えて、今年度からスタートした第6次まちづくり推進総合計画にも合葬墓の整備についてニーズの把握に努めるとありますが、具体的な整備計画について答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

最初に、人工透析治療施設の早期整備についてであります。

このことについては、令和2年の第4回定例会でも議員のほうから質問がありまして、答弁としては、それと全く同じであります。本町におきまして透析治療を受ける方が増加傾向にある現状、やっぱりこれを見ると心身的、経済的負担を改めて考慮いたしますと、本町における透析治療の可能性について検討が必要であると考えているところであります。

また、いろんな課題の中では、これも従來說明しているとおり、専門医、それから医療スタッフの人材確保、建物の増改築、さらには関係町村との協議、それと関係機関との協議もあるところであります。透析をする方々が身近なところで透析治療を受けることを切望されていること、十分理解をしているところでありまして、あわせて今後も検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、町営合葬墓の整備についてであります。

これも議員のほうから質問があったとおりであります。

近年、核家族化や少子高齢化が進行している中、お墓への考え方も多種多様化しているところであります。やむを得ない事情によりお墓の承継や維持管理が困難な方、また、経済的に墓を建立することが難しい方などのため、合葬のお墓を検討している方も増えていると一般的に言われているところであります。

道内におきましても、公営で合葬墓等を設置している市町村は、市営で13か所、町営で11か所、十勝管内におきましては、帯広市、池田町が既に設置済み、また、音更町においても来年度使用開始を予定しているところであります。

一般的に利用に係る費用が安価であること、また、将来的にも安定した管理を委ねる方策の一つとして合葬墓が注目をされておりますが、一方で一つの場所に不特定多数の遺骨と一緒に埋葬すること、後で遺骨を取り出すことができないなど、これまで先祖代々のお墓を守り引き継いでいくと

いう考え方を重んじる方には、なかなか受け入れにくい面があるということもあります。しかしながら、お墓を管理し、守っていける子孫が少なくなっていること、経済的な事情で新しくお墓などを求めることが困難な方もおられる実態もありますので、今後、本町といたしまして時代の変化と墓地に対する多様なニーズを見極めながら判断していきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、1点目の人工透析治療の国保病院での早期整備をということであります。

先ほども言いましたけれども、全国的に見ても人工透析の患者さん、治療している方が増加傾向にあるということで、直近まで見ていますと、大体、年間3万5,000から4万人増えているというのが実態でありまして、これをいかに国としてもその数字を抑えるかということでの計画も持っているみたいでありますけれども、本町の過去10年間を見ますと、とりわけ令和元年度と2年度を除きました人工透析の患者数の平均ですけれども、年間当たり約18人で推移しております。それが令和元年度24人、令和2年度25人ということで、この2年間で急に増加傾向であります。今年に入っても、4月以降、例えば町外から広尾町に転入されてきて大樹のほうに通院されている方も複数人おられますし、そういった意味では、さらに透析患者数が増えているというのが実態であります。

そういった中で、例えば十勝管内のいわゆる公立病院の人工透析治療の関係でありますけれども、例えば池北線といいますか、当初、本別の町立国保病院で人工透析治療を20床でやっておられました。その後、足寄町でも16床の人工透析治療をしておりますし、池田町でも、池田町立病院といいますか、今、十勝いけだ地域医療センターという形になっておりますけれども、ここでも住民要望を受けて人工透析治療をしております。

また、芽室の公立病院、ここも人工透析治療を行っておりますけれども、芽室町においても透析患者が増加傾向にあるということで、過般新聞に出ていましたけれども、一般的には隔日の治療ということで、月、水、金という形でやっておりますけれども、限られたベッド数でということで、月曜日、水曜日、金曜日の午前、午後に合わせて火曜日、木曜日、土曜日、これは当然午前中だけしかできないのですけれども、ですからフルにそういった形で透析患者の治療に当たっているということでもあります。

あと、公立病院という形でいけば清水町が日赤病院でも行っておりますし、そういう意味で地方の自治体においても積極的にこういった増加する人工透析患者に対応しているというのが実態であります。

そういった意味では、自治体でもやっぱり安心して治療を受けられるように、いわゆる町立病院に整備している実態でありますけれども、そういったことを踏まえると、本町の場合も年々増加傾向にありますし、先ほど冒頭で全国の部分では国民380人に1人の割合と言いましたけれども、広尾町で単純に計算すると、260人に1人の割合で患者さんがいるということなのですね。実際、今もつとこの割合が下がっているとは思うのですけれども、そういうことを考えるとやっぱり早急にそう

いった施設整備に取り組む必要があるかと思いますが、その点についてお答えを頂きたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 答弁が重ならないようにしたいというふうに思っておりますが、なかなか進まない事情については、答弁をしたとおりであります。人工透析の根本的な解決は何といても透析にならないことでもありますから、以前にも議員が質問したとおり、まずはその解決に全力を掲げることが大切かというふうに思っております。高血圧、糖尿病、このケースが多いわけでありまして、食生活が原因。それを解決するためには、やっぱり何といても特定健診を受けていただく、そのことをしっかりと取り進めることが透析患者を減らすことにつながるわけであります。そこは第一にしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

当面、では透析患者の方々への対応についての話であります。

なかなか今、南十勝で透析をしているわけでありまして、過去のそういった経過も十分あるわけでありまして、そういった関係機関との協議も必要であります。そして、何といても大事なのは、住民の方が広尾町で安心して医療を受けられる、そういうことも大事でありますから、そのことと併せて住民の方がこれからも心配なく本町で医療を受けられるような体制、やっぱりこういった形でできるのか検討をしていきたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほど言いましたけれども、慢性腎不全というのがいわゆる生活習慣病から起因するという形で、実際、透析治療を受けられている方、結構、合併症を有しているという部分が多いかと思います。当然、生活習慣病を改善するためには日常的なそういった食生活等々の改善が必要でありますけれども、結果として全国でもやっぱり現時点では増加傾向にあるということで、今すぐにそれを減少に転ずるということは難しい、これが実態かと思います。

そういった中で、私もこの間、いろんな人工透析を受けられている患者さんからお話を伺っておりますけれども、先ほども言ったように合併症を有している方々が多い中で、個人差があるのですけれども、人工透析を受けられていても、帰ってきた日だとか翌日でも日常生活に支障があって、例えば女性の方であれば炊事だとか、そういったものが十分にできない方もおります。

そういった部分で、今回、議会のほうにもこの人工透析治療の施設整備の要望が出てきましたけれども、本当に切実な要望であるということを私も受け止めております。当然、町長のほうにもそういった患者さんの皆さんから直接そういった声は届いているかとは思っておりますけれども、今の治療の現状ですとか、あるいは体調管理等を考えると、やっぱり一日も早くこういった施設整備をすべきでないかというふうに強く思うわけでもありますけれども、その点についてもう一度お答えを頂きたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 本町における透析の経過を見ますと、南十勝5町村で大樹において透析治療の拠点病院として位置づけて、これまでやってきました。その経過を踏まえると、広尾町の患者がそこから抜けるということ、そういったことを踏まえますと、関係町村の合意形成、それから関係機関との合意形成、これが必要なわけでありまして、広尾町に患者が多いから広尾町でという単純なそういうことにはならないわけでありまして、そういった協議も必要だというふうに思っております。

しかし、住民の方の強い要望もあるわけでありまして、そのことも十分受け止めて、今後、検討させていただきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 確かに平成10年でしたか、大樹町で行うということに広尾町も当時3,500万円の負担金を出しましたが、先ほど言いましたように、類似の案件としては、池北線で本別町がそういった部分でスタートしたのですけれども、やっぱり患者数が増えて、では足寄町でも行う、それから池田町でも行うという形になってきていますから、そういった先進事例も含めて、当然これだけ患者が増えている。当時、多分10人までいなかったと思うのです。ですから、そういった社会変化、これらについても十分協議を早急に進めていただきたいと思いますと思っております。

続いて、町営合葬墓の設置について再質問いたします。

町営合葬墓については、先ほど言いましたように平成28年の第3定で質問させていただいておりますけれども、現在、いわゆる茂寄墓地の使用可能な区画数が2,008区画というふうになっております。これも端的に言えば社会環境の変化というようなことになるかと思うのですけれども、平成10年頃までは、いわゆる貸出件数が返却件数を大幅に上回っている状況であります。そのことによって空き区画も減少していったものですから、当時、墓地の拡張を検討した時期もあります。

しかし、この10年、貸出状況を見ますと、例えば貸出件数は12件に対して返却件数は66件と、大幅に返却件数が多くなっております。当然、空き区画数も大幅に増えつつあるというのが実態であります。まさしく社会環境の変化、多様化等、時代の変遷によるものであって、20年、30年前と状況が違ふということが思慮されるところであります。

これらについては、ほかの町村も同じような傾向にあるのではないかというふうに考えておりますけれども、池田町でもこの4月から供用開始をしたというふうな報道がされておりましたけれども、以前、議会において、いわゆる合同の納骨塚の建立について取り上げられた経緯があるというふうに聞いております。その後、関係機関や町内会等の要望を聞いて、昨年着手をしたということで、実際、担当の方も全道に整備された合葬墓を視察したということも聞いております。池田町は、それらを受けて昨年、設計費と建設費を合わせた事業費ですけれども、600万円でプロポーザル方式で入札をしたということで、本年1月に整備されて4月から供用開始をしているということであり

ます。

さらに、また音更町も、この9月の定例会に設計費、頂いた資料では430万円となっていますけれども、今回、提案をして、明年5月には着工して、秋には供用開始をするということでもあります。計画自体は、収容埋蔵数は3,000体を想定しておりまして、年間の受入れ収容数50体として、向こう60年間の施設利用を見込んでおります。こういったことを含めて、今回、新聞にも出ておりましたけれども、来年秋には供用開始を目指すけれども、担当の部長さんはスピード感を持って計画を進めたいというふうな話をしておられます。

十勝管内でのそういった先進事例を見て、町としてどのように考えるのか、お答えを頂きたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 合葬墓につきましては、状況につきましては、全道でも24か所あります。見ますと市が13か所、町で11か所ありますけれども、やっぱり比較的、都市部において、町村でも大きな町村が多いのかなというふうに思っているところであります。都会でもそういうニーズがあるという情報は把握をしておりますけれども、本町においてどれだけのニーズがあるのかということ、6次計の中で項目として挙がっておりますけれども、本当にニーズが改めてあるのかないのか、一部にはいろんなことがあるのでしょうけれども、合葬墓を建立するまでのニーズがあるのかどうか、把握に努めてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほど全道の部分では20数件でしたけれども、実は私もネットで調べさせてもらったのですが、2018年の前半だけしかデータが出ていないのです。それ以降のデータというのは、全く把握していないのです。そして、何か担当のほうでも、北海道に聞いたら北海道でも把握していないということですから、多分この2018年、帯広市もここにカウントされていないのです、実際あれしても。だから、ちょっとこの数字は、ここに書いていますけれども、確かなものではないということなので、多分それ以降の部分については、拾っただけでも数町村ありますから、実際はもっともっとあるかというふうに思っております。

それで、私が平成28年に一般質問で合葬墓の建設について取り上げたところなのですが、実は音更も相前後して同じこの合葬墓の建設について、完成について一般質問された議員がおりました。今回、9月の定例会で設計費を提案しますということで、その質問した議員さんは随分時間がかかりましたということで、質問した方はもっと早く建設できるというふうな思いがあったので、しょうけれども、大体その質問してから完成までの期間、広尾さんはどうですかということを聞かれて、私ちょっと答えに窮したのですが、これからですということでお答えいたしましたけれども、音更なんかは「町政の声ポスト」というのがあるらしくて、こういった部分についても年

に数件の要望があったということで、それで実際、建設に踏み切ったということでもあります。

まさに今の社会環境の変化ですとか、そういった多様性、それと時代の変遷とともに今、住民のニーズが急速に高まっているということは、他の町村の事例あるいは要望等を見ても明らかかと思えます。その点で6次まちづくりでも住民ニーズの把握をするということでもありますけれども、その点について今後の具体的な計画についてお答えいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 重ねての答弁になりますけれども、今後、本町といたしましても時代の変化、それから墓地に対する多様なニーズを見極めながら判断していきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

一般質問を続けます。

次に、1番、松田健司議員、登壇の上、発言を許します。

1、1番（松田） 私は、近年多発している降雨による災害について町長に質問します。

最近、線状降水帯による集中豪雨や低気圧前線の停滞によって起こる連日の大雨により全国的な規模の水害が多発しております。

直近3か月間で発生した降雨による災害には、静岡県熱海市で7月1日から3日にかけて降り続いた大雨により土石流が発生し、死者22名、行方不明者5名、また、同時期に発生した鳥取県や愛知県などの広範に及ぶ大雨では、死者22名、行方不明者6名の犠牲者が出ています。8月11日から16日にかけて九州、北陸、中国地方で断続的に続いた大雨では、68の河川が氾濫し、死者10名、行方不明者1名の犠牲者が出ています。

十勝地方においては、2016年に連続して発生した台風が甚大な被害をもたらし、河川の増水によって流失した橋に車が転落する事故などで4名の犠牲者が出ています。

これらの事例からも、気候の変動によるとされる大雨や集中豪雨は年々多発している傾向にあり、広尾町においても降雨による水害に対する想定やシミュレーションをいま一度再確認、再点検する必要があると思いますが、広尾町の降雨による水害に対する現在の取組と、これからの課題等があればお聞かせください。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬）

松田議員の質問にお答えをいたします。

大規模降雨災害や土砂災害への対応についてであります。

土砂災害につきましては、今年度、新たな土砂災害ハザードマップの作成に取り組んでおりまして、土砂災害のおそれのある地域住民が土砂災害の危険を正しく理解し、適切な避難行動を行ってもらうための資料とするべく、現在、進めているところであります。

一方、大雨による住居等への冠水については、本町では平成10年の降雨による豊似市街で床上浸水被害がありましたが、その後、同地区で北海道の事業により大規模な排水明渠が整備され、対策が講じられております。広尾市街では、オピツマナイ川が流れる丸山通南7丁目、北7丁目の範囲で川の水位が高くなることがあることから、周辺の雑木の伐採、河道の整備を行うなど対策を講じております。加えて、冠水しやすいとされる住居や店舗には、あらかじめ土のうを配り、住居者等に応急的な対応をお願いしているほか、必要な場所にすぐ運び出すことができるよう、一定数の土のうを備蓄しております。

また、住民への避難情報につきましては、国が2019年に災害に関する5段階の警戒レベルを導入しました。この情報は、住民が水害や土砂災害発生の危険度を直感的に理解し、的確な避難が行われるようになることを目的としておりまして、大規模な水害のおそれがある場合は、これらの情報を参考に、町として町民に対する避難情報を適切なタイミングでちゅうちょなく発表していきたいと考えております。

昨今、熱海市の土石流災害や西日本を襲った線状降水帯など、各地で大規模な水害が相次いでおります。本町も過去に台風による豪雨災害などを経験しておりますが、今後、今まで経験したことのないような規模の水害が起こる可能性もありますので、町民の生命、財産を守るため、しっかりとした災害対策を行っていききたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） ただいまの答弁で、しっかりした災害対策を行うとの言葉を頂きました。

そのためにはハザードマップの作成や新たな基準に基づいた避難情報の発令を適切に行うとの説明がありましたが、広尾町は自他ともに認める海の町との認識から津波対策を重点に取り組んでいると認識しております。比較的内陸の野塚地区や豊似地区などは、津波の想定が薄い地域の備えの状況、それと場合によっては各地域をつなぐ橋が通行不能になると、それらの地域が孤立するといったおそれもあるかと思えます。そういった場合で、食料品や消耗品など、行政や個人の備蓄を賄うために各地域の商店などと災害協定を結び、商品を有償提供してもらうことができないか、お聞きしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 松田議員がおっしゃったとおり、比較的、広尾町で災害といえば津波を想定した災害を想定しているところでありまして、備蓄をしている食料だとか飲料水、これも津波災害を想定した区域の人たちの人数を目標に定めているところでもあります。

しかし、おか側の豊似、野塚についても、いろいろ断層の災害だとか大きな災害も想定されているわけですから、そういったところをどうやってやっぱり食料の備蓄をするのかというところが必要かというふうに思っております。豊似・野塚地域でのそういった商店との災害協定なども今後に必要なのかなというふうに思っているところでもあります。

ただ、町としても、住民の人たちの備蓄、100%備えることはほぼ不可能でありますから、まずは住民の方々に3日分のそれぞれの食料などの備蓄についてお願いをしているところでもあります。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 今、頂いた答弁の中で、津波の想定が薄い豊似地区、野塚地区であるとお話がありましたが、町は、せんだっての計画にもありましたように自主防災組織の設立を進めているというお話がありましたが、現在のところ、それらの地域においてどのように進行しているのか、お聞きしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 自主防災組織の設立であります。

何といたっても災害が起きると行政の支援というのは、一時的にはやっぱり住んでいる人たち、地域の方々がまずは行動することが大事でありまして、役場の職員も被災をしてすぐ駆けつけられない、そういう状況にありますから、しっかりとした地域が自主防災組織の設立などをして、地域でまずは自分たちの命を守る行動をしていただければというふうに思っております。

そこで、自主防災組織、沿岸部は進んでいるのですけれども、内陸部に入りますと、その設立もなかなか進まない状況であります。その要因としていろいろ、危機感がないというところもありますし、いろんな手続上の問題で面倒くささも手伝って、そういうお話も聞きます。ですが、最低限のことでも自主防災組織は設立できますので、そういった指導も行政が協力しながらやっていきたいなというふうに思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 今、頂きました答弁で、やはり津波の想定が薄い豊似地区、野塚地区では自主

防災組織の設立が進んでいないという現状のお話がありました。その要因としましては、手続の煩雑さといいますか、あと事前にお伺いしたお話では、集めた名簿に沿って避難計画を立てたりだとか、あと名簿に沿って独居の方だとかをサポートするような体制も自主防災組織で立ち上げる、そういうようなことを町内会側は感じ取っていると思います。

話の中で、これからもそういった広尾町独特の傾向を踏まえた上で、行政側が町内会に対して手厚くサポートしていくような仕組みが、あとコミュニケーションの在り方が大事だと思います。各地域の町内会では、会員の高齢化や人口の減少による人材不足などの影響があり、そのような行政の手厚いサポートがこの件に限らず、今後ますます必要になっていくと思いますが、そのことにも十分留意して進めていただきたいと思います、そのことに関して、もう一度お伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） なかなか自主防災組織設立が進まない要因の一つとして、やはり名簿の作成というのがあるというふうにお聞きをしているところであります。いろんな要綱を定めてやっているわけではありますが、でも最低限の、それが先行してなかなか難しさというのがあるって進まないというところも聞いているところであります。

名簿の問題で言えば、例えば名前と住所と電話番号と職場ぐらい、それぐらいの名簿でも大丈夫だよということも、しっかりと説明をしていきたいというふうに思っております。いろんな先進事例でいけば、支援を要する方を、特に高齢者の方の避難をどうするのだとか、いろんな組織の中での取組があるのですけれども、そこまで100%最初は求めないで、例えば名簿の作成だけでも自主防災組織を立ち上げられますので、そういったことも説明をしながら、そして行政が協力しながらやっていければというふうに思っております。名簿だけ作ることによってでも地域でやはりそういった危機管理というのは意識的に生まれるというふうに思っておりますので、まずはそこからスタートできればというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 次に、10番、小田雅二議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（小田） 最初に、新型コロナワクチンを接種した後に起きる、いわゆる副反応についてであります。

厚生労働省はもちろん、各自治体としても住民に対し、前もってこのワクチンを接種したときには様々な症状が起き得ることを知らせています、今も。50%以上の確率で発生するとされる接種部位の痛み、疲労、頭痛、そして10%から50%の間の確率で発生する筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、部位の腫れ、そして10%ぐらいの吐き気、嘔吐、そして1回目より2回目の方が頻度が高くなる、強さもそれに伴って厳しくなるという、これらは接種後、数日以内に現れますが、接種後、即現れるアナフィラキシーでは、蕁麻疹などの皮膚の異常、血圧の低下、息苦しさなどなど様々な形でこ

これらの副反応にさいなまれた、あるいはさいなまれているかと思います。

しかし、死亡してしまうケースも大変多く報告されています。厚生労働省の8月25日の専門部会で、今まで接種後に死亡した人は、8月20日まででファイザーのワクチンに関しては1,077人、そしてモデルナでは16人と報告されました。この死亡数の中には、全くワクチンと関係のない自殺などのケースも一部含まれてはいますが、何でもかんでも私たちの国では、国の上層部では都合の悪いことは隠してしまう現在の政権ですから、逆にもっと多いのではないかと云々を言えません。

ワクチンの接種率が人口の50から80%の間までに達すれば集団免疫の域に達し、やがて収束していくと考えられていたワクチンでありましたけれども、変異株の出現や、接種していても感染していくという各国からの報告や、一旦マスクは外してもオーケーとされた国においても感染の減らない状況からマスクの義務化へ戻っている地域が多くあります。この状況の中でワクチンの効果は、感染しても重症化しないということが唯一のメリットと評されても仕方ないように思います。

さて、この副反応についての町に対する質問ですが、副反応のあった町民からのその詳しいありさまを情報として調査、記録、検討しているかということでもあります。あるいはまた、これからする用意はあるかということでもあります。個人情報等の問題もあり、方法については慎重に行うべきとは思いますが、今後3回目の接種を余儀なくされるという可能性もありますので、ぜひともこの件をスタートさせてほしいと考えます。町としての考えを明らかにしてほしいと思います。

次に、役場職員の他町村との職務上の定期的交流の機会ということについてがタイトルであります。

職員研修については、新人、中堅、管理職とレベルごとのもの、あるいは地域レベルのものも様々な種類があり、計画的に実行し効果を得ているものと思います。

また、十勝市町村での各担当が集まってのもの、あるいは中央に各地域から集まってのミーティングや連絡会も当然必要、重要でありますけれども、私がここでピンポイントでお聞きしたいのは、よりフリーハンドな形で、自主的な形で、地域を特定して、そしてテーマについてもある程度特定することで積極的な交流というようなものが必要ではないかと思うのであります。この辺について考えがあるかないか、お聞きしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 小田議員の質問にお答えいたします。

最初に、新型コロナワクチン接種後の副反応についてであります。

新型コロナワクチンの接種に当たっては、安心して接種を受けていただくために、これまで町民の皆さんに接種後の副反応の情報を提供してまいりました。今年2月に国内で約2万人の医療従事者を対象とした先行接種が行われ、国は接種後の健康状況調査を基に副反応に関するデータを公表いたしました。接種部位の痛み、発熱、倦怠感、頭痛などの現れた症状について男女別、年代別の

発症率を示したものでありまして、本町にあっては、このデータを公式ウェブサイトで公表したほか、接種券の発送時にデータを掲載したチラシを同封し、お知らせをしたところであります。また、接種会場におきましても、接種後の経過観察時にチラシを配付し、接種を受けられた一人一人に発症の可能性のある症状やその対処方法など、副反応の情報を提供しております。

本町における接種後の副反応の状況を見ますと、1回目の接種後は、ほぼ全ての方に接種部位の痛みが見られましたが、発熱などそれ以外の副反応はあまり確認されず、接種部位の痛みは接種した日の翌日まで続き、3日目には解消される例が大半でありました。2回目の接種後は、1回目と同様に接種部位の痛みが見られたほか、多くの方に、特に若い世代に発熱の症状が確認されました。発熱も接種した日の翌日までがピークとなり、3日目には回復される例が多く見られ、このほか全身反応として頭痛や倦怠感を訴える方も確認されましたが、アナフィラキシーなどの重いアレルギー症状が出た例はありませんでした。

新型コロナワクチンの接種によって健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく健康被害救済制度により個別に対応することになりますが、現在のところ健康被害は確認されておられません。発熱などの副反応につきましては、そのほとんどが接種した日の翌日、長くても数日で回復するため、今後、町として副反応に関する調査や記録などを実施する予定はないところであります。

続きまして、2点目の役場職員の他町村との職務上の定期的交流についてであります。

現在、各担当課長等における担当者会議については、定期的に行われているところであります。これらの会議は、関係町村で課題を提案し、各町村の対応を参考としながら課題解決の方策を探索する活動を行っております。コロナ禍で開催できない状況もありますけれども、リモート会議なども活用しながら今後も引き続き他町村との横のつながりを持ち、自己研さんや職業意識の向上に向け、会議を開催してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 最初の質問ですけれども、今、町長は接種された町民に対して、それほど極端な状況ではなくて、大体数日したら収まっているというふうに言われましたが、これ、全員にチェックしましたか。多分していないのではないかと思います。例えば、後日であれば、コストも少しかかるだろうけれども、郵便で、全然大丈夫でしたかとか、あるいは、書くのも大変ですから、頭痛だとか、吐き気だとか、いろいろ項目を書いて、それにあったかどうかとか、そういうような町からの質問というようなものは私は見たことないのですけれども、多分やっていないのではないかと思います。

ですから、もしかすると、あらかじめいろんな副反応があると言われている町民は、仕方ないのだといってある程度諦めるという気持ちもあったのではないかと思いますけれども、しばらく続いたりとか、あるいはどのぐらいの激しさだとか、そういうデータというのははっきり言って一切取っていないのではないかと思いますのですけれども、まずその辺についてお聞きしたいのと、それと接種す

る前に医師との面接がありますよね。その中で、先ほど私、第1回の質問で亡くなられた人もいるという、確かに厚労省のデータでもあるし、道新にもそんなに大きくはないけれども、かなり小さく1,070何人というふうに出ていましたけれども、こういうことだと、例えばこれは医療体制のほうの秘密というわけでもないけれども、そこらの部分ですけれども、例えば糖尿病だとか、あるいは血圧がどうのこうのとか、そういうデータはもらっているけれども、血圧はいつも中程度なのか、本当の高血圧なのかとか、そういう判断というのは自分でするわけではなくて、医師がいつもどのくらいですかとか、あるいは接種する前に血圧も測ったかな。測りませんね。測っていない。測っていないですね。

その辺、もちろん慎重になってはくれているから、そんな極端な大きな事故は広尾ではなかったと思いきや、そうでもないみたいなことがちょっと1例あったみたいですが、その辺について、例えば糖尿病でも、Aランク、Bランク、Cランクという言い方は変だけれども、どのぐらいの厳しさとか、そういう状況も分からないで、今となれば接種することは非常に危険だったのではないかというふうに今さらながら考えるのですけれども、その辺について情報があれば教えてほしいと思います。

取りあえず最初の質問、データをただ口伝えて聞いているのであれば、ちょっと私の質問もおぼつかなくなるなと思うので教えてください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） ワクチンの副反応につきましては、先ほど答弁したとおり、まずは先行接種が医療従事者で行われて、その状況のデータについてはそれぞれ公表をしているところであります。

（不規則発言あり）

先行接種を2万人の医療従事者の方にして、その情報については国が公表しているというところでございます。そして、その状況についても広尾町の方々にも公表はしているというところであります。

また、接種に当たりまして、接種券を送るときにいろいろなデータをそれぞれ皆さん方に送っているところであります。その中においても、いろいろな状況が副反応として出るのですよということも細かく情報提供しているところであります。特に基礎疾患のある方については、かかりつけ医に相談をして接種を受けられるかどうか判断してくださいという情報も提供をしているところであります。

そして、接種後の情報を得ていないかというところは、数日でみんな副反応は収まるのですよという情報でありますから、数日で収まらない場合は、それぞれの担当医とか接種したところの病院の医師に相談をしてください、または本町であれば健康センターに相談をしてくださいという情報を提供しているところであります。本町としてはそのような相談はないというところでございます。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 自治体である町からの住民に対してのいろんな情報というのはもう十分にしたということは分かっていますし、それでいいのだと思いますけれども、そして何か異常があったり、痛みとかそういうのがあったらお医者さんにかかってくださいということで、それは当たり前の真ん中の話ですけれども、私は、これだけ打って半分以上、半分か分からないですよ。3割、4割ぐらいの人がいろんな症状があつて、それで2、3日すれば治るのだからいいやということではなくて、やっぱり一人一人に対してどういう状況だったかというのを聞かないと、どのぐらい激しくなったのかも分からないではないですか。それがゼロなのか、100人なのか、200人なのかも分かりませんよね。

やはり住民の命を預かる、本当は国ですけれども、町としても、それぞれどんな状況だったのか、痛みは中程度、大きな反応、低い程度、いろいろあると思うのだけれども、その辺確かに本人の感覚でもあるから、確かにデータとしては難しい。難しいけれども、これは私も言いましたけれども、3回目の接種というものがもし最悪の場合は出てくるとなるといろんな事故があり得ることは、私はますますそう思っています。それは個人的な私の感覚ですけれども、何十万人あるいは何百万人に1人ぐらいの例えば極端な死亡例なのだと思いますけれども、広尾でもちょっと、もちろん確認は取れていないけれども、疑わしいという事例が1つ発生しているということを聞いて、私は、非常に個人的なことだけれども、そのとき全く同じ時期に私の知人が、日高のほうの側に住んでいる人が動脈剥離で亡くなったというのを聞きまして、それで、ええっと思ひまして、その前にワクチンを打ちましたかと聞いたら打ちましたということがあったので、あちらも1万人はいいない町で、こっちも1万人いかない町で、一人一人とするともう確率はすごく高い。だから、私は国がうそをついて、こんな1,000人のレベルではないのではないのかなというふうに、それは私の邪推かもしれないし、正しい推測であるかもしれないし、全く分かりません。そういう危機感を私は覚えて、町としてもデータなりを得て、そして今、出ました動脈剥離については、最初の症状というのは分かりませんけれども、だからその初期の症状があつたや、なかったかや、ちょっと分かりません、それぞれの人について。でも、やっぱり徹底してデータを得るべきだと私は思うのです。だって、予期もせず死んでいるのですよ。

私は、そういうことからすると、国の指導にどうのこうのという、そんなレベルではないと思う。町民を守る。そのためにデータを得るということがそんな難しいことではないし、これからウイルス、コロナについてはいつまで続くか分かりません。ずっとワクチンと付き合っていくのか、あるいは治療薬が出てきてもずっと付き合っていくのか分かりません。そうしたときに、私は何とか得られる範囲で得る、そういう情報を得るということが、役場、自治体としての使命だと思うのですよ。

それについて町長にまず聞きたいのと、それとあと今の、さっきABCランクとか言いましたけれども、この辺についても、次に例えばデータを得るための質問状を町民に送ったりするときに、例えば医師団と相談して高血圧の場合はどのぐらいだとか、糖尿病はどのぐらいの割合をもう少し

分かりやすく明確に、そして医師のほうでも、例えばいろんな資料から糖尿病の場合はこのレベルであればどうだとか、そういう新しい情報も出ていると思うのですね。そうした場合に、そういうものを私は利用してやってほしいし、一つ横道にそれるけれども、私、かなり前にこの一般質問の場で、広尾町においてこんなに膵臓がんが多いということは、何か理由だとかを検討したことがありますかということを知ったことがあります。そのときの私が調べたデータでは、かなり多かったんです。これは地域性というか、あと食もありますよね。魚を食べる人たちが多だろうから塩もいっぱい取るとか、そういうことからあるとか、それは、そうではないですよ。でも、いろんな状況があります。

ちょっと本当に、また地域性とか特徴のことでちょっとだけ言いますと、言ったと思うのだけれども、水俣病の勉強会があったときに、髪の毛を1本抜いて水銀の量が私の体の中にどのくらい入っているかという検査もしたことがあります。すごい私は高かったです。ところが、一緒に行ったほかの人は、肉ばかり食っている人、その人はすごい低かった。もう100倍以上の差がありました、水銀についてはね。それは食生活から来ているあれですけども、だからそういうことでコロナのワクチンと、この地方の特徴というか、そういうところからも、いろんなデータなり、知らなかったけれどもこれはというようなデータも出てくる可能性もあります。だから、もう全然違うと思うのです、都会に住んでいる人と広尾に住んでいる人とか。そういう細かい部分についても情報を得れば、その情報を私は町で保有して何らかの形で利用すべきだし、もう一つは、その情報を私も知りたい。

なぜかという、人の情報だろうけれども、例えば同じくどこか部位がずっと一月、二月も続く人がいれば、その人がどういう状況なのか知りたいのですね。そして、こういうふうにしたら楽になったとか、病院に行ったらこうだったとか、病院に行くかどうか迷っている人もたくさんいると思うのですね、そういう部分では。だから、そういう意味で最大限、町民の方に、非常に危険を感じておびえたり、みんなそうだと思うのですね。大丈夫な人はいいですよ。かなりの人が全然1回、2回打ったって何ともないという人はいます。かなりいます。だけれども、やっぱり痛かったという人もいるけれども、その人とじっくり何時間も話したことはないし、どこまでそうだったのかも分からない。そういう意味で町が責任を持ってこのことについては、今、私がお願いしたようなことをやるべきだと思うのですけれども、この辺は取りあえずは担当部署で話し合っていってほしいし、あるいは他町村の動き、そういうところで、しかもいろんな普通の接種後の、何でもないので大変重症、コロナにかかったわけでもないのに重症になってしまうというような人がいますよね。最近出ている、ワクチンの同じロットから出て、中のゴムが入ったとか、ステンレスがどうのこうのとか、そういうケースとはまたちょっとは違いますが、それにもやっぱり関わってくる可能性もありますし、その辺を町としてどのようにしていただけるのかということをもう一回教えてください。2回ぐらいかな。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） ワクチンの接種につきましては、国が3種類のワクチンを認可して国民に接種をしているわけでありまして、外国の治験、それから国内の治験を得て認可をしているわけでありまして、先ほど先行して医療従事者の方々が打ったということは、言葉は悪いですが、別に人体実験をしたわけでも何でもなくて、認可後に先行して医療従事者の方々に接種をしたというところでありまして、そこで情報を得た痛み、発熱、倦怠感、頭痛、吐き気、下痢などの症状について公表したというところでありまして、それを受けて本町でも住民に周知をして接種をしたところでありまして。

ですから、データの的にはそういったデータが我々の手元にありますから、広尾の住民の方にもその情報を提供して、希望者についてはこういう副反応が出ますよというところの情報提供をして、希望者はそれを承知の上、打っているわけでありまして、その後の副反応の後遺症みたいなところのあったときには申し出て下さいというところをそれぞれ住民の方に周知をしてやっているわけでありまして、そういうデータがあるわけでありまして、広尾町だけが違うデータが出る場所ではないというふうに思っているところでありまして、そういったことをしているところでありまして、よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） ここからちょっと話が、何かけ論というのだったか、そういうことになりそうな感じですが、

実際に、最初に医師が打ったりして、それで大体データが出て、大体それに基づいてこんな感じだろうという予測の下に、そして今、最後に言ったように、厳しかったり、どうしても大変だったら健康センターに言ってくれ、あるいは医師にかかってくれというのは、それはそうですよ。私が言うのは、それよりも住民サービスという問題ではないと思うのだけれども、住民サービスどころの問題ではなくて、やったのだから、それで町長も知っているとおりこれだけ全国で、1,000人は交通事故の数から見たら全然大したことないなんていう、捨てるようなことを言う人もいます。だけれども、テレビにでも何人も出ているでしょう、亡くなった人。たまたま死んだのではなくて、明らかにワクチンを打ったから、その人の体にそぐわなくて、あるいは体が特異な反応を示してしまって死んでしまったとかいう人が結構いるではないですか。実際にいることを知っているのであれば、町長は、少しぐらい費用がかかっても、やはり町民に対してどうですかぐらいのことをやはりやり取りすることが、私は、町民を守る自治体の町長であれば何も難しいことはない。もしかすると、すごい状態まで危険なところにいった人もいるかもしれない。それはいいとは言えないと思うのです、町長だって。全員に聞いているわけではないから。痛かったら病院にかかってこいというようなことではないほど、この国でワクチンが接種されている中で大変な状況になっているということが明らかなのですから、そして私も知っている範囲ではそうやって大変なことを知りました。夜、痛くなって、次の日死んでしまった。こんな簡単に死んでしまうのだね。確かに私は、分かりますよ。集団免疫のために、日本という国がこのワクチンを打つことで集団免疫を目指している。

それは最終的に崩壊するかどうかというのは、まだ結論は出ていないかもしれないけれども。だけれども、そしてまた、このワクチンによって重症化を防げる、そういうことのメリットもあります。だけれども、最悪のデメリットは死ぬことですよね。そういう死亡者が出てこないためにも、何らかの形で私は、町は努力することができると思うのですよ。どうですか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員がおっしゃったとおり、調べることは容易に調べられることだなというふうに思いますが、このワクチンを打ってこういう症状が出ますよというふうに情報を提供していて、発熱があるのだ、倦怠感があるのだ、いろんな痛みがあるのだといって情報提供しておいて、アンケートを取って、何人の人がどんな状態だというふうに情報を得ても、その後何をするかということなのです。

（不規則発言あり）

後で教えてください。

ですから、あらかじめそういう状況が出ますよというところを言っていて、アンケートを頂いて、それで次、どんな対応ができるのかというところであります。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） どんなデータが出るのかというか、私、こんなこと言いたくないけれども、やってみなければ分からないとは言わないよ。だけれども、実態が分かっているではないですか、実際に。では町職員の人だけのデータ、データというか、いわゆる個別の問題ない、プライバシーを保護した形でそういう調査というのもしていないでしょう、もちろん。するしないはちょっと問題もあるかもしれないけれども。だから、部分的に、サンプリングと一緒に、いろんなデータを取るにも、調査といいますか、マーケティングというのは大体200とか300ぐらいの数字でこうですというそれが当たっているのだから、町だってそのぐらいの人はいるわけだから、それだけでも私はできると思うのですよ。

だから、とにかく私は、このままでいくと、何とか無理やり大丈夫だったから3回目もやるぞとかいう人も出てくるかもしれないけれども、そういう人には危ない可能性のある人もいると思うのですよ。実際に分からないのに、不思議なのは、やろうともしないで分からないのにそのままにしておくというのか、それとあと、どういう動きをしたらいいのかというのが分からないといいながら、私はやってみて分かっていくような気がすると思うのですよ。広尾町内のデータで、何歳以上はほとんど熱も何も出ないというデータが多分出ると思います、もちろん。特に私が聞いた女性の年配の方は、ほとんどの人が何でもないといいました。ところが、結構50代とかその辺の人たちは、かなり厳しい人がいっぱいいます。それは、年齢でどうこうというデータはもちろん厚生労働省はあまり言っていないけれども、ただ、結果として熱が、ちょっとちらっと見たこと

があるけれども、熱が出ているのはこの辺が多いとか、そういう年齢が出ているからね。でも、それ自体も公表はされていないで、ただ情報をこねくり回しているのではないかと思いますけれども、私はその辺、ほかの町村もやっていないからうちもやらんということにはならないと思うのですね。

もう一回最後に言いますよ。死んでいるのですよ、結構。知っているでしょう。それなのに、副反応が極端になって死んでいるのか、それか完全な疾患が、特定の疾患がある、これとこれがあると死んでいるのかというのが、そういうのも実際に明らかにしない理由は、厚労省が因果関係を認めると、また大変なことになるというおそれを持っているからだと思うのですよ。私は、そんな国は悪いけれども横に置いておいて、やってほしいと思います。最後にもう一回、それだけ。検討会も開かないのですかね、町の中で。町長の判断というのが最終判断になるのであれば、それはそうだと言っていただけばいいですけれども。なんて、嫌らしいですけれども、お願いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） やっぱいろんな施策を進めていく上で、いろんな情報提供、そしていろんなデータを基にそれぞれ施策をするわけでありまして、事ワクチンに関しては、この情報を町民の方から得て、町としてどんな対策を講じていけるのかというところは全くできないわけでありまして、その前段で国が責任を持ってそれぞれワクチンに対する情報提供をしているわけでありまして、しかも治験を基に、そして先行接種した医療従事者のデータも公表しているわけでありまして、そのデータと広尾町の住民のデータというのは、ほぼほぼというか、全然変わらないのだというふうに思っております。2万人の医療従事者の方の提供があるわけでありまして、その上でこのように症状が出ますよということを提供しているわけでありまして、いろんなデータは必要でありますけれども、事ワクチンのこのデータについては、データを受けて、広尾町がそのデータを基に何か施策をするということとはできないという状況であります。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 何ができるかということについては、最初に私言ったと思うのだけれども、既にもう何らかの状況がまだ続いている人、その人が、そのような同じような人がいたら、その人ともいあれだったら町を通して、大変だけれどもコミュニケーションできるのであれば、その人が例えばこうしたら治ったとか、本当は病院に行けばいいのですよ。でも、やっぱりこの時代だから高齢者なんかそんな行ったり帰ったりするのも大変だと思うし、何とか我慢できるのではないかみたいな感じに思っている人は、その情報だけでも助かると思うし、だからそれは、その人とその人をまさか会わせたりとか、それでグループをつくるとか、そんなことにはならないけれども、やはり何らかの手だて、何らかの手助けを町としてはできるのではないかとあります。それは、1回データを取って、一度送って、そして「全然大丈夫です」「ちょっと厳しいです」、そういうデータだけでも取って、そういう人に対してやはり折り返し町としてその人と話してこうですよとい

うようなことを対応できるのであれば、それをしてほしい。それは病院側がしなければいけない仕事の部類になるかもしれませんが、それについては、やはりやるべきだと私は思うのです。そのぐらいのサービスはしてもらいたい、そのぐらいのといったらあれですけども、大変なサービスですけども、やはりやっていただいたほうがいいと私は思うのです。だから、それだけ最後に簡単に。お願いしたいと思うのですわ。ちょっともう少し続けさせてください。いや、本当にね……

(不規則発言あり)

助かると思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） いろんな行政サービス、いろんなことの情報提供、そして町が住民の中に入っているいろんな対策を講じるということ、必要かというふうに思っておりますけれども、コロナのワクチンを打った後の症状の情報提供を、発熱した人が何人おります、倦怠感何人おります、こういう症状が出るのだというふうに提供しているわけでありますから、それを承知の上で希望して来ているわけでありますから、あえてそこで情報提供して、行政がその後の対策を講じる手だてがないわけでありますから、ご理解を頂ければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） この件については質問を終わりますけれども、情報提供しているからいいのだということでは、それはお上の言葉であって、実際の本人がどうなったということを知るべきだと私は思います。それはいいです。

次の学習関係ですね。

私は、ピンポイントで聞きたいのは、町として、あるいは十勝レベルで連絡会のような形で、その担当レベルでいろんな会議というか、ミーティングをやっているということは分かりましたけれども、私が言うのは、例えば広尾町は隣接する浦河とか、あと、えりも町とか、そういうところとは定期的に関わっていると思うのだけれども、やはり同類項みたいなものですから、同じこの地域によって同じ災害を受けるだろうし、同じ状況の天気の中において、お互いに共通の課題もたくさんあると思うので、その辺は定期的に連絡会という形をもう少し切り詰めて、先ほど松田議員も言っていましたように災害なんかもありますので、それこそ、このぐらいでいいだろうというレベルでは困るので、何とかお願いしたい。

それと、あとフリーハンドで、例えば芽室だったら大分長いお付き合いがあるからできると思うのですけれども、そこで担当者レベルでもいいのだけれども、そこで定期的に悩みだとか、いろんなことでいい時間を過ごせるというふうに思うのです。これはちょっと民間的な感覚かもしれないけれども、やはりいろんな知恵も出たり、あるいはこうやってよかったよというようなことは、商

売ではないけれども、いわゆるコピーすること、まねすることが一番手っ取り早いわけですから、いろんな長い間やっていて、よその町ですごいことをやっているなといったら、それをやればいいだけの、いいだけというか、やることが非常に大事なことで、そういうのはやはりこういう機会がなければ得ることもできないと思うので、やはり民間的な発想で異業種交流みたいな形で、私はより積極的にいくことで、これから自治体が人口がどんどん減って大変になった場合に、そういう形で広尾の町民を救うための広尾町の自治体であるというふうにお願いしたいと思うので、そのことについて簡単にさらっとお答えいただければと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 課題解決のために先進事例を学ぶこと、大切かというふうに思っております。全ての課においてそれぞれの連携をして会議を持っているかという、そうではありませんけれども、多くのところ、課題あるたびにそれぞれの担当が集まって協議をしているというところであります。総務関係、国保関係、衛生関係、税務関係、教育関係、水産、建築、林業、下水、土木等々でそれぞれの担当部署が連絡協議を行っているところであります。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日9日から15日までは議事の都合により休会とし、16日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時55分